

9. 会費自動引落としについて

ゆうちょ銀行とゆうちょ銀行以外の各金融機関からの振替による会費の自動引落としを行っております。会費の自動引落としをご希望の方は、事務局へ申込用紙をご請求下さい（ゆうちょ銀行の口座からの場合とゆうちょ銀行以外の金融機関の口座からの場合で申込用紙が異なります。請求の際にお申し出下さい）。

記

- (1) 自動引落としにかかる手数料は事務局で負担します。
- (2) 自動引落としの対象者は一般の正会員及び高齢会費の適用者です。**会費減免の適用者(適用希望者も含む)は対象外です。**
- (3) 自動引落としは、開始時期によりますが、半期分（年2回引落とし）又は1年分（年1回引落とし）のいずれかを選べます。
- (4) 第1回目の引落としが完了しましたら、第1回目引落とし完了のお知らせを送付します。
- (5) 引落とし前に会費の未払い分や不足分がある場合は、未払い分や不足分がご納入されるまで自動引落とし処理を行いません。ご注意ください。
- (6) 自動引落としの停止を希望される方は、下記(7)の**引落日の1か月前までにお手紙又はお葉書で**事務局までお知らせ下さい。
- (7) 引落し日は下記の通りです（但し引落し日が休日の場合は翌営業日となります）。

ゆうちょ銀行の場合：

- 4月25日（1年分と半期分の方）
- 6月30日（4月25日に引落とし不能だった方）
- 10月25日（半期分の方）
- 12月30日（10月25日に引落とし不能だった方）

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合（金融機関により、20日又は27日のいずれかになります）：

4月20日又は27日

（1年分と半期分の方）

6月20日又は27日

（4月20日又は27日に引
落とし不能だった方）

10月20日又は27日（半期分の方）

12月20日又は27日

（10月20日又は27日に引
落とし不能だった方）

現在自動引落としを利用されている方は
上記引落日の前日までに残高のご確認
をお願いします。